

令和元年度 第2回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：令和元年 10 月 29 日（火）
午後 1 時 30 分から
会場：市庁舎 7 A 会議室

1 開会

2 委員紹介

3 議題

- (1) 令和2年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について （資料1）
- (2) 令和元年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について （資料2）

4 事務局からの報告

- (1) 第8期横浜市動物適正飼育推進員の委嘱について （資料3）
- (2) 動物愛護センターの施設活用検討部会について （資料4）
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正について （資料5）

5 その他

6 閉会

【 配付資料 】

- ・ 令和2年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について （資料1-1）
- ・ 平成31年度横浜市動物愛護管理業務計画 （資料1-2）
- ・ わんにゃんレポート 令和元年度 第1号 （資料1-3）
- ・ 令和元年度横浜市動物適正飼育推進員研修実施状況及び計画について （資料2）
- ・ 第8期横浜市動物適正飼育推進員の委嘱について （資料3）
- ・ 動物愛護センターの施設活用検討部会について （資料4）
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正について （資料5-1）
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要 （資料5-2）
- ・ 改正法の施行に向けた政省令等と基本指針の
改正検討スケジュールについて （資料5-3）
- ・ 施行日 （資料5-4）

- ・ 令和元年度第一回動物愛護センターの施設活用検討部会 資料 （別冊）

令和 2 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について

本市では、例年、次年度の動物愛護管理業務の実施に向けて業務計画を策定しており、業務計画（案）について本協議会にお諮りをしているところです。

つきましては、令和 2 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）を策定するにあたり、事業内容等についてお諮りいたします。

1 令和 2 年度業務計画の主な事業内容

各項目について事業内容の追記を検討しております。

- (1) 災害時のペット対策 ※ 1
- (2) 地域猫活動支援事業
- (3) 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業
- (4) 狂犬病予防事業
- (5) 猫の不妊去勢手術推進事業
- (6) マイクロチップ装着推進事業
- (7) 犬、猫等の引取り・保護収容業務
- (8) 収容動物の譲渡事業
- (9) 動物取扱業登録及び監視指導
- (10) 特定動物飼養保管許可及び監視指導
- (11) 附属機関・他機関等との連携 ※ 2、※ 3

※ 1 令和 2 年度から「災害時ペット同行避難体験イベントの実施」を追加

- 日時 : 令和 2 年度 10 月頃
- 場所 : 動物愛護センター
- 内容 : ペット同行避難体験、図上訓練、避難トレーニングなど

(平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画（資料 1-2） p.1)

※ 2 令和 2 年度から「登録団体による犬猫の譲渡会の実施」を追加

令和元年度から開催したこの事業について、令和 2 年度も引き続き実施します。

[令和元年度実績] ※実施結果は、わんにゃんレポートにて周知（資料 1-3）

実施日	団体数	参加人数（概算）
8 月 10 日	3 団体	250 人
9 月 14 日	4 団体	80 人
10 月 12 日	2 団体	※台風のため中止

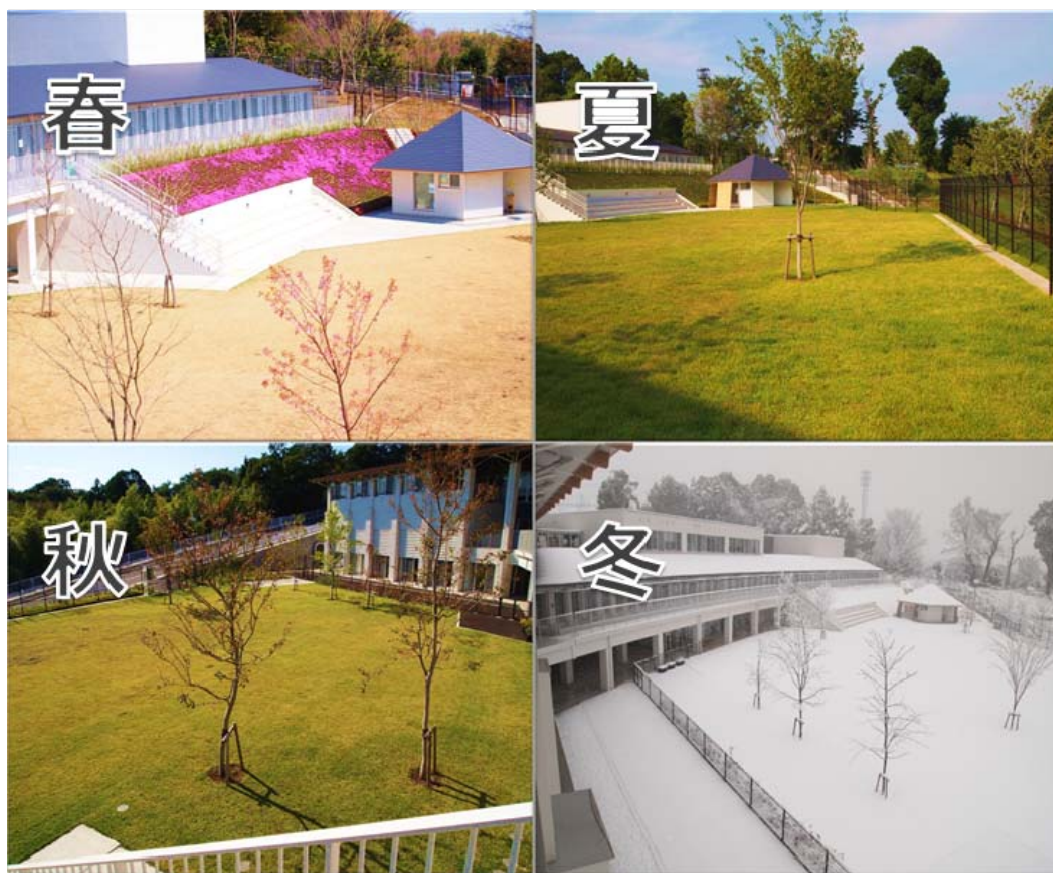
(平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画（資料 1-2） p.13)

※ 3 横浜市動物由来感染症対策検討会を追加

市内における動物由来感染症発生時や流行時に、適切かつ迅速に対応することを目的として、令和元年度から新たに、横浜市医師会、横浜市獣医師会、有識者及び横浜市保健所等による横浜市動物由来感染症対策検討会を開催します。

(平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画（資料 1-2） p.13)

平成31年度 横浜市動物愛護管理業務計画



【横浜市動物愛護センター外観】



動物愛護センターは、動物愛護思想や適正飼育の普及啓発を行い「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点です。また、本市動物行政の拠点として、18 区役所と連携しながら、市全体の施策や地域の実情に即した取組を展開していきます。

平成 31 年度の動物愛護管理業務に関する取り組みを、「平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画」としてまとめました。この計画に基づいて「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進します。

目 次

1 災害時のペット対策	1
2 地域猫活動支援事業	3
3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	4
4 狂犬病予防事業	6
5 猫の不妊去勢手術推進事業	7
6 マイクロチップ装着推進事業	8
7 犬、猫等の引取り・保護収容業務	9
8 収容動物の譲渡事業	10
9 動物取扱業登録及び監視指導	11
10 特定動物飼養保管許可及び監視指導	12
11 附属機関・他機関等との連携	13

1 災害時のペット対策



◇ 目的

大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点にペットと同行避難を実施することが予想され、各地域でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。横浜市では、平成30年に改訂した「防災計画（震災対策編）」「地域防災拠点開設・運営マニュアル（資料編）」において、地域防災拠点で飼い主が同行したペットの飼育管理を行うことや、あらかじめ学校敷地内等にペット一時飼育場所を設定することなどを記載しています。

災害時に混乱が生じないように、飼い主への普及啓発や、各区の地域防災拠点における受入準備や体制整備の支援を行います。また、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、被災した動物の救援体制の整備に取り組みます。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

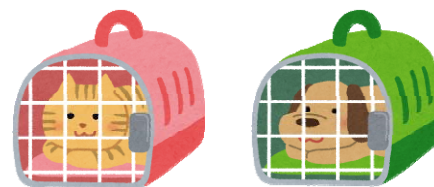
区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 地域防災拠点における「災害時のペット対策」に関連した防災訓練の実施支援【通年】
- 2 地域防災拠点における災害時のペット対策策定への支援【通年】
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 動物救援センターで使用する備蓄品（発電機、ランタンなど）配備

<参考> ペットの同行避難訓練実施状況

	28年度	29年度
実施区	11区	13区
実施箇所	19か所	24か所
参加人数	4,533人	5,951人



<参考> ペットの防災関連展示等実施状況

	28年度	29年度
実施区	15区	17区
実施回数	133回	160回



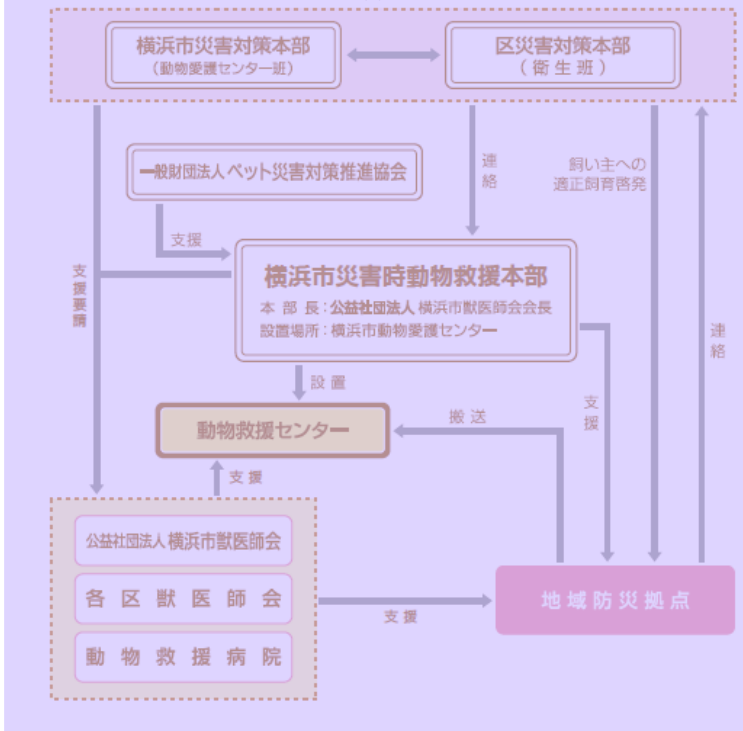
＜参考＞ 【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- 公益社団法人横浜市獣医師会
- 公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部
- 公益社団法人日本愛玩動物協会神奈川県支所
- 特定非営利活動法人神奈川県動物ボランティア連絡会
- 公益財団法人日本補助犬協会
- 全日本動物輸入業者協議会
- 公益財団法人神奈川県動物愛護協会
- 一般社団法人全国ペット協会
- その他連絡会の趣旨・目的に賛同する団体等

＜参考＞ 【動物救援体系の組織図】



【一般財団法人ペット災害対策推進協会】

災害時の動物救援活動に対し支援を行います。

【横浜市災害時動物救援本部】

発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

【動物救援センター】

災害時に飼い主とはぐれた動物の保護収容や負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。現在以下の5拠点と協定を結んでいます。

- 大黒町スポーツ広場（鶴見区）
- 公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- 公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- 平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）
- 横浜市動物愛護センター（神奈川区）

【動物救援病院】

市内の動物病院が、負傷した動物の一時保護、治療などの支援を行います。

[公益社団法人横浜市獣医師会と協定締結]

＜参考＞ 啓発リーフレット（動物愛護センター作成）



冊子「災害時のペット対策 ～ペットとの同行避難対応ガイドライン～」は本市動物愛護センターのホームページからダウンロードできます。

※環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂を踏まえ、平成30年度に改訂しました。

2 地域猫活動支援事業



◇ 目的

飼い主のいない猫に関わる地域トラブルの減少につなげていくことを目的として、平成30年度から「地域猫活動支援事業」を実施しています。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

「地域猫活動」に取り組む地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続け、地域住民の方々の理解を推進するために、以下の取組を進めていきます。【通年】

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区役所～動物愛護センター）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



◇ 目的

犬や猫の飼育マナー等に関する苦情や相談が、依然として多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、(公社)横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故の防止等を推進します。

また、動物愛護センターが、動物愛護の普及啓発拠点として多くの方に利用していただける施設になるよう努め、さらに各区と連携してイベントや講習会等の普及啓発事業を行うなど、様々な情報発信を行っていきます。



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

1 ホームページ、チラシ等による市民への情報提供

ホームページや「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシを活用し、動物愛護に関する様々な情報提供を行います。

2 市民向け講座

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発を推進するため、動物愛護センター及び各区で市民向け講座を実施します。

(1) 犬セミナー【3回】

飼い犬のしつけ、お手入れ、医療等についての講習

場所：動物愛護センター等

(2) 猫セミナー【2回】

飼い猫との暮らし方、医療、地域猫等についての講習

場所：動物愛護センター等



【猫セミナー】

(3) 適正飼育啓発事業【通年】

犬や猫の飼い主に対し、しつけや健康管理など、適正飼育に関する啓発事業を実施

場所：各区役所や公園等

3 動物愛護行事

動物愛護週間等に、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センター及び各区で各事業を実施します。

(1) 動物愛護フェスタ【9月】

動物愛護週間に合わせて行う動物愛護啓発イベント

(2) 犬、猫について学ぼう（子どもアドベンチャー）【8月】

動物と友達になろう、わんわん教室

場所：動物愛護センター

(3) 夏休み！自由研究【8月】

犬猫の適正飼育についての学習

場所：動物愛護センター

(4) 動物愛護啓発事業【通年】

小学生を対象にした、咬傷事故防止や動物愛護の教室等、啓発事業の実施

場所：各区、小学校、動物愛護センター等



【動物愛護フェスタ】



【犬、猫について学ぼう】
（子どもアドベンチャー）

<参考> 苦情・相談状況

【犬】		28年度	29年度
苦情・相談件数（計）		2,488	2,005
内訳	野犬等保護	141	120
	放し飼い	76	101
	ふん尿	1,410	1,202
	鳴き声	221	232
	身体・器物の被害	103	110
	不適切な取扱い・虐待	73	67
	登録・注射に関すること	305	78
	その他	159	95

【猫】		28年度	29年度
苦情・相談件数（計）		3,190	2,260
内訳	ふん尿	857	733
	臭気・羽毛	72	56
	鳴き声	66	37
	身体・器物の被害	71	85
	不適切な取扱い・虐待	76	65
	収容に関する相談	997	721
	その他	1,051	563

4 狂犬病予防事業



◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射（以下「登録等」という。）の必要性を広く市民に周知し、登録等を推進します。4月には、公益社団法人横浜市獣医師会と連携し、各区に出張会場を設け登録等を実施します。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 狂犬病予防注射出張会場での登録等受付【4月】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業【通年】
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導【通年】
- 4 狂犬病予防注射接種勧奨、予防注射の案内の発送【10月、3月】



【鑑札】

<参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	28年度	29年度
登録数	178,302	177,016
注射済票交付数	133,583	133,472
接種率	74.9%	75.4%



【注射済票】

5 猫の不妊去勢手術推進事業



◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

平成31年度より、前年度の3月を補助の対象手術期間に含め、年間を通じて切れ目なく補助が行えるようになりました。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

平成31年3月1日(金)～平成32年2月29日(土)

2 補助金申請受付期間

平成31年5月7日(火)～平成32年3月5日(木)

(※3月及び4月手術分は5月7日(火)から6月10日(月)まで申請受付)

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

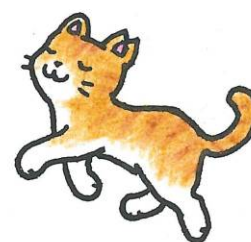
市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。(平成31年度補助対象頭数 5,700頭)

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

<参考> 猫の不妊去勢手術推進事業の実績(頭数)

28年度	29年度
7,816	4,098

*本補助金申請の対象となる猫
平成28年度まで飼い猫及び飼い主のいない猫
平成29年度から飼い主のいない猫のみ



6 マイクロチップ装着推進事業



◇ 目的

市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月5日(木)

2 補助金申請受付期間

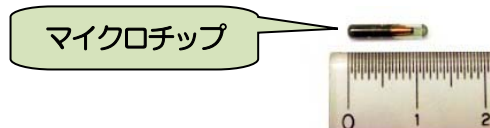
平成31年5月7日(火)～平成32年3月5日(木) (当日消印有効)

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

動物愛護センター (窓口及び郵送)



◇ 事業内容

市民を対象に、飼い猫及び飼い犬のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。(平成31年度の補助対象頭数は500頭)

※本補助金申請には、AIPO (Animal ID Promotion Organization 動物ID普及推進会議) への登録完了が条件となります。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録がされ、平成31年度の狂犬病予防注射済票が交付されていることも条件となります。

<参考> マイクロチップ装着推進事業の実績 (頭数)

	28年度	29年度
犬	140	100
猫	222	301
計	362	401

7 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。

保護収容した犬・猫等が一頭でも多く、飼い主への返還や新しい飼い主へ譲渡されることを目的に事業に取り組みます。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、(公社)横浜市獣医師会に委託し、協力動物病院で保護や一時的な救急処置を行います。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報としてホームページに掲載します。

<参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び安楽死処分数等

【犬】	28年度	29年度
収容頭数	271	294
返還数	165	138
譲渡数	76	101
安楽死処分数	36	29
自然死	0	4
死体搬入	3	0

【猫】	28年度	29年度
収容頭数	1,306 (937)	1,179 (772)
返還数	15 (3)	16 (4)
譲渡数	521 (308)	483 (295)
安楽死処分数	404 (266)	387 (234)
自然死	134 (90)	116 (84)
死体搬入	225 (82)	179 (62)

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数(内数)

*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は安楽死処分を行う場合があります。

- 重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- 幼齢動物の発育不全や衰弱の場合
- 突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

8 収容動物の譲渡事業



◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づき、飼い主への返還や個人の方への譲渡を推進します。

譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

動物愛護センター



◇ 事業内容

個人への譲渡のほか、譲渡登録団体(補助犬、災害救助犬等育成団体を含む)や(公社)横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。

個人への譲渡では、事前予約の上、個別にて同日に講習・面談・動物とのお見合いを行います。講習ではペットを飼う覚悟と責任について説明し、面談では飼育環境やライフスタイル等の確認を行い、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは動物の状態について職員が説明した上、実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただきます。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページに掲載していきます。

<参考> 譲渡実績

動物	28年度				29年度			
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	公社横浜市 獣医師会		個人	団体	公社横浜市 獣医師会
犬	76	3	72	1	101	6	92	3
猫	521	90	190	241	483	74	183	226
他小動物	4	2	1	1	2	1	0	1

* 譲渡登録団体数 41団体 (平成31年2月末)

9 動物取扱業登録及び監視指導



◇ 目的

動物の愛護及び管理に関する法律に定められた、動物の健康及び安全の保持、その他動物の適正な取り扱いを確保するため必要な環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者について、登録の申請・更新・変更・廃業の手続きを行います。また、登録を受けた業者について、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法、畜犬登録等を確認するため、定期監視を行います。犬猫等販売業者については、環境省通知(平成28年1月5日環自総発第1601051号)に基づき、定期報告届出書及び犬猫等健康安全計画の提出等について、周知・指導等を行います。

また動物取扱責任者が、その業務に必要な知識及び能力を修得するための研修を実施します。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 登録・更新・変更・廃業申請の受理、進達、登録等手続き及び登録証の交付【通年】
- 2 動物取扱業者の定期監視
- 3 動物取扱責任者研修の実施【10月～2月】
- 4 犬猫等販売業者定期報告届出書の受理、進達【4月～5月】

<参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録施設数	業種別登録数						登録数計	施設検査数	指導施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養			
28年度	1,261	389	939	45	195	51	6	1,625	654	215
29年度	1,326	398	987	44	207	55	5	1,696	596	206

<参考> 第二種動物取扱業 届出状況(平成30年3月31日現在)

届出施設数	業種別届出数					届出数計
	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	
23	17	7	3	2	4	33

10 特定動物飼養保管許可及び監視指導



◇ 目的

人の生命、身体または財産に害を加える恐れがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対して、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。また、飼養又は保管の状況について監視を実施します。

◇ 実施期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

◇ 実施事業所

動物愛護センター

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり
第三者の接触等を禁止する旨を表示する標識

特 定 動 物

この動物は人の生命、身体及び財産に害を加えるおそれがある動物であるため、第三者の接触等を禁止します。

許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
有効期間の末日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
許可番号	健動第〇〇号
特定動物の種類	ライオン

◇ 事業内容

【飼養又は保管の許可関係標識】

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更及び廃止申請の受理、許可等の手続き及び許可証の交付【通年】
- 2 災害時を見据えた逸走等防止のための飼養又は保管状況等の監視【随時】
- 3 特定動物が万一逸走した場合には、ただちに情報収集や状況確認などを行い、飼養者への指示や関係機関への連絡など必要な危害防止への対応を図ります。

<参考> 特定動物の飼養許可状況について (平成30年3月31日現在)

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	5	103 (0)*	8	66 (7)	2	5 (0)	2	6 (0)	3	8 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所**	頭数		
施設数等	3	6 (1)	8	15 (5)	8	36 (8)	5	18 (2)	24		263 (23)	

飼養目的には、販売、展示、愛がん等があります。
頭数の()は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

**箇所の合計は、対象施設数です。

11 附属機関・他機関等との連携



◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

1 委員構成

公募による市民、動物関係団体及び動物取扱業者の代表、学識者等 13 人の委員で構成

2 開催

年3回予定

◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物の愛護及び管理に関する法律第 38 条第 1 項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

横浜市動物適正飼育推進員 67 人（平成 31 年 2 月末）

◇ 動物関係団体や市民ボランティアとの協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、動物関係団体や市民ボランティアとの連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

1 市民ボランティア登録数 58 人（平成 31 年 2 月末）

2 譲渡登録団体数 41 団体（平成 31 年 2 月末）

◇ 国・他都市等との連携

動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。

1 全国動物管理関係事業所協議会

2 神奈川県動物愛護管理推進協議会

3 関東甲信越静地区狂犬病予防・動物愛護管理業務連絡会議

4 狂犬病予防業務担当者会議（厚生労働省主催）

5 都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理行政主管課長会議

6 神奈川県・保健所設置市動物愛護管理業務担当者会議

7 神奈川県・保健所設置市狂犬病予防業務担当者会議



わんにゃんレポート



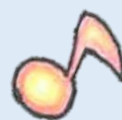
令和元年度 第1号

横浜市動物愛護センターでは、動物に親しみ、動物たちとの接し方や暮らし方、健康管理などを学んでいただける様々なイベントを実施しています。

令和元年度第1号では、6～8月に動物愛護センターで実施した3つの普及啓発事業についてお伝えします。

登録団体による犬猫の譲渡会 & 夏祭り

8月10日(土) 10:00～12:00



譲渡会ブース

愛護団体のブースには、譲渡を待っている動物を一目見ようと大勢集まりました



ヨーヨー釣り・スタンプラリー



横浜雙葉高等学校の2年生のボランティアもお手伝い！
会場をかわいく飾り付けてくれました



動物愛護センターにいる動物達もたくさんの方に
見に来ていただきました

紙飛行機飛ばし

作った紙飛行機で記録に挑戦！

施設見学



動物の譲渡に御協力いただいている愛護団体による譲渡会を開催しました。また、夏祭りも同時に開催し、たくさんの家族連れの方にご来場いただきました。

犬のお手入れ教室+しつけアドバイス

6月8日(水)10:30~12:30

ドッグトレーナーの遠藤エマ先生を講師にお迎えし、シャンプーやしつけのデモを交えながら、講座を行っていただきました。参加者の皆さんは熱心に写真や動画を撮り、質疑応答も積極的に行われ、活気あふれるイベントになりました。



地域猫セミナー

飼い主のいない猫問題の解決策！～東京都台東区の取り組み～
7月27日(土)14:00~16:00



東京都台東区生活衛生課 愛護動物管理係長である高松純子氏を講師にお招きしました。

セミナーでは、行政とボランティア、給餌者の適切な関係性についてや、地域猫活動の効果について台東区での事例を挙げながら説明していただきました。参加者の皆さんも聞き入り、質疑応答のコーナーでも熱心に意見が交わされるなど、非常に充実した時間になりました。



新しい飼い主さんが
決まりました！



～動物愛護センターでは、新しい
飼い主を募集しています～



横浜市動物愛護センター

〒221-0864
横浜市神奈川区菅田町75-4
TEL:045-471-2111
FAX:045-471-2133



横浜市動物愛護センター

検索



令和元年度横浜市動物適正飼育推進員研修実施状況及び計画について

横浜市動物適正飼育推進員（以下、「推進員」という。）の令和元年度の研修は、研修計画に基づき以下のとおり実施いたしました。

また、今後の研修についても、先日の審議内容を踏まえ、次のように計画しています。

1 推進員研修対象者

(1) 第1回研修会

第7期推進員 66名（11月の委嘱替え前の人数）

(2) 第2～4回研修会

第8期推進員 72名（11月の委嘱替え後の人数）

2 令和元年度の推進員研修会

(1) 第1回研修会（実施済み）

ア 日時：令和元年7月27日（土）

イ 場所：動物愛護センター

ウ 内容：地域猫活動について

エ 講師：高松 純子 氏（台東保健所 生活衛生課 愛護動物管理係長）

オ 参加人数：66名（推進員11名、市民等44名、区職員11名）

(2) 第2回研修会

ア 日時：令和元年11月15日（金） 委嘱式終了後

イ 場所：開港記念会館 会議室（6号室）

ウ 内容：横浜市動物適正飼育推進員について（活動方法や立場等に関する説明）
個人情報保護について
動愛法及び条例、本市動物愛護関係事業について
担当区職員との顔合わせ

エ 講師：本市職員

(3) 第3回研修会

ア 日時：令和2年3月9日（月）午後6時00分から（予定）

イ 場所：未定

ウ 内容：災害時のペット対策について（活動事例紹介）

エ 講師：平井 潤子氏

（人と動物の防災を考える市民ネットワーク特定非営利活動法人 ANICE(アナイス) 代表）

(4) 第4回研修会

ア 日時：令和2年3月26日（木） 午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所：動物愛護センター

ウ 内容：動物の愛護及び管理に関する法律改正について

エ 講師：浅野 明子氏

第 8 期横浜市動物適正飼育推進員の委嘱について

令和元年 11 月 15 日、第 8 期横浜市動物適正飼育推進員（以下、「推進員」という。）72 名の委嘱式を実施します。委嘱するにあたり、第 7 期推進員に再委嘱に関する意向調書を提出していただきました。また、人と動物との共生推進よこはま協議会構成団体に推薦依頼をさせていただき、さらに推進員の公募を実施いたしました。

その結果、第 8 期推進員を次のとおり、委嘱させていただくこととしました。

1 委嘱対象者

(1) 所属団体別推進員数（人）（第 7 期→第 8 期）

所属団体	第 7 期		第 8 期（うち新規人数）
公益社団法人 日本動物福祉協会 横浜支部	19	→	16（1）
NPO 法人 神奈川動物ボランティア連絡会	13	→	9（1）
神奈川県愛玩動物協会	7	→	7
公益財団法人 日本補助犬協会	5	→	10（5）
公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	5	→	3
公益社団法人 横浜市獣医師会	0	→	1（1）
全日本動物輸入業者協議会	0	→	0
一般社団法人 全国ペット協会	0	→	0
公募推進員	17	→	26（13）
計	66	→	72（21）

(2) 推進員区分布（人）（第 7 期→第 8 期）

鶴見	2	→	3	金沢	4	→	4
神奈川	5	→	5	港北	8	→	8
西	3	→	1	緑	2	→	2
中	9	→	6	青葉	3	→	4
南	1	→	2	都筑	6	→	4
港南	2	→	4	戸塚	2	→	2
保土ヶ谷	3	→	4	栄	1	→	3
旭	9	→	9	泉	3	→	5
磯子	2	→	2	瀬谷	1	→	4

(3) 活動対象となる動物種別（人）（第 7 期→第 8 期）

犬	35	→	47
猫	51	→	53
その他の動物	6	→	5

2 委嘱式について（委嘱式終了後第2回推進員研修を実施）

- (1) 第8期推進員へ委嘱式の案内：令和元年10月下旬
- (2) 日時：令和元年11月15日（金）午後2時00分から
- (3) 場所：開港記念会館 会議室（6号室）
- (4) 第2回推進員研修内容：
 - ア 横浜市動物適正飼育推進員について（活動方法や立場等に関する説明）
 - イ 個人情報保護について
 - ウ 動愛法及び条例、本市動物愛護関係事業について
 - エ 担当区職員との顔合わせ
- (5) 講師：本市職員

3 参考

- (1) 平成30年度活動実績：171件（延べ件数）、219人（延べ推進員数）

ア 動物、事業内容別

動物	事業内容	件数	推進員数
犬	しつけ相談、マナー教室など	24	27
猫	TNR、保護・譲渡など	95	80
	研修会、連絡会など	25	33
ペット	災害、ペット同行避難	12	22
	研修会、連絡会など	10	38
その他		5	19

イ 区分布

区	件数	推進員数	区	件数	推進員数
鶴見	11	11	金沢	13	12
神奈川	4	5	港北	35	12
西	13	13	緑	4	4
中	8	16	青葉	9	18
南	10	11	都筑	12	47
港南	3	3	戸塚	11	11
保土ヶ谷	12	9	栄	5	5
旭	12	31	泉	3	3
磯子	2	4	瀬谷	4	4

- (2) 平成30年度推進員研修の推進員の参加人数

- 第一回（8月11日）→ 24人
- 第二回（11月1日）→ 22人
- 第三回（12月6日）→ 16人
- 第四回（2月7日）→ 21人

動物愛護センターの施設活用検討部会について

動物愛護センターの施設活用について、平成 30 年度第二、三回の人と動物との共生推進よこはま協議会において、ご意見等をいただきました。

さらに、令和元年度第一回人と動物との共生推進よこはま協議会では、より具体的に検討を進めるため、人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱第 7 条に基づき、動物愛護センターの施設活用検討部会の設置を決定し、令和元年 7 月 4 日に第一回検討部会を開催しましたので、報告します。

1 構成委員

太田 雄一郎（部会長）、朴 善子、大矢 秀臣

2 第一回実施日時・会場

日時：令和元年 7 月 4 日（木） 午後 1 時 30 分から

会場：動物愛護センター 研修室

3 検討事項

- (1) 動物愛護センターの施設活用令和元年度実施内容について
案に沿って実施すること。

<案>

- ア 「ふれあい広場」の利用方法変更
- イ 飼育体験実習室等の譲渡会開催への優先的貸出
- ウ 飼育体験実習室等の啓発事業への優先貸し出し

- (2) 動物愛護センターの施設活用について

- ア 災害時ペット同行避難体験イベントの具体案を考える。
- イ 他の検討案については、検討を続ける。

※第二回動物愛護センターの施設活用検討部会については、令和元年度中に開催予定です。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正について

1 主な改正内容について

資料 5-2

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

2 今後のスケジュールについて

資料 5-3

改正法の施行に向けた政省令等と基本指針の改正検討スケジュールについて

資料 5-4

施行日（附則第1条）

2019年改正！

全65条→全99条

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

- ・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定
特に以下については必要な検討を行うことを規定

①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制） ②マイクロチップの装着の義務づけ



動物取扱業のさらなる適正化
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

主な改正内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

(案)

改正法の施行に向けた政省令等と基本指針の改正検討スケジュールについて

<令和元年>

6月12日 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律 成立
19日 同改正法 公布

○9月5日 **第51回 動物愛護部会**

- ・動物愛護管理法の改正及び愛玩動物看護師法の制定について（報告）
- ・動物愛護管理法改正に伴う関係政省令等の改正について
- ・今後の検討スケジュールについて
- ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う動物愛護管理法省令改正について

○10月中 【動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行等の在り方について（諮問）】

○10月17日 **第52回 動物愛護部会**

- ・改正動物愛護管理法の施行に伴う施行規則改正省令等（1年以内施行）の骨子案について
- ・動物愛護管理基本指針の改正方針について
- ・改正動物愛護管理法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令並びに改正動物愛護管理法の施行期日を定める政令について（報告）

○10月中 【改正動物愛護管理法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令及び改正動物愛護管理法の一部の施行期日を定める政令 公布】

○11月25日 **第53回 動物愛護部会**

- ・動物愛護管理基本指針の点検について
- ・ヒアリング（施行規則関係＋基本指針関係）

○12月6日 **第54回 動物愛護部会**

- ・改正動物愛護管理法の施行に伴う施行規則改正省令等（1年以内施行）の素案について
- ・改正動物愛護管理基本指針の骨子案について

- 12月～1月 ・改正動物愛護管理法の施行に伴う施行規則改正省令等（1年以内施行）
のパブリックコメント（1ヶ月）

<令和2年>

- 1月中 **第55回 動物愛護部会**
・改正動物愛護管理法の施行に伴う施行規則改正省令等（1年以内施行）
（1次答申）
・改正動物愛護管理基本指針の素案について

- 1月～2月 ・改正動物愛護管理基本指針のパブリックコメント（1ヶ月）、各省協議

- 2月中 **【改正動物愛護管理法の施行に伴う施行規則改正省令（1年以内施行）
公布】**

- 3月中 **第56回 動物愛護部会**
・改正動物愛護管理基本指針（2次答申）

- 4月 **【改正動物愛護管理基本指針 公布、施行通知】**
（予定）

- 6月 **【改正動物愛護管理法 施行（1年以内施行）】**

2年以内施行
に向けた審議

<令和3年>

- 6月 **【改正動物愛護管理法 施行（2年以内施行）】**
（予定）

3年以内施行
に向けた審議

<令和4年>

- 6月 **【改正動物愛護管理法 施行（3年以内施行）】**
（予定）

施行日（附則第1条）

○公布から1年以内

下記以外の改正事項全般

○公布から2年以内

- 環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準
- 出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制
※いわゆる8週齢規制

○公布から3年以内

マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ
関連の事項全般

令和元年度 第1回 動物愛護センターの施設活用検討部会

日時：令和元年7月4日（木）

午後1時30分から

会場：動物愛護センター 研修室

1 開会

2 委員紹介

3 議題

- (1) 動物愛護センターの施設活用検討部会の会長の選任について (資料1)
- (2) 動物愛護センターの施設活用について (資料2)

5 その他

6 閉会

【 配付資料 】

- ・動物愛護センターの施設活用検討部会委員名簿 (資料1-1)
- ・部会について (資料1-2)
- ・人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱 (資料1-3)
- ・動物愛護センターの施設活用について (資料2-1)
- ・動物愛護センターの施設活用について
(平成30年度第2、3回協議会 資料) (資料2-2)

動物愛護センターの施設活用検討部会委員名簿

項目	氏名	所属	役職等
動物愛護等団体代表	朴 善子	公益財団法人 日本補助犬協会	代表理事
獣医師団体代表	太田 雄一郎	公益社団法人 横浜市獣医師会	会長
動物取扱業関係団体代表	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	事務局長

動物愛護センターの施設活用検討部会について

1 横浜市附属機関設置条例

(組織)

第3条 附属機関の委員(臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

2 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

(部会)

第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

3 動物の愛護及び管理に関する法律

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日健動第 2078 号（局長決裁）

一部改正 平成 29 年 6 月 12 日健動第 421 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、人と動物の共生推進よこはま協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業に関すること。
- (3) その他動物愛護の推進に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体
- (2) 公益社団法人横浜市獣医師会
- (3) 動物取扱業関係団体
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号の団体の委員が会長に選任された場合は、当該団体からさらに 1 名の委員を任命することができる。

（臨時委員）

第 4 条 協議会に、事案の審議内容により必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体

- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理し、副会長はこれを補佐する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開及び非公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、協議会の会議（部会の会議を含む）については、一般に公開するものとする。

- 2 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議の一部又は全部の非

公開を決定することができる。

- 3 前項の場合において、会長又は部会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(意見の聴取等)

- 第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 協議会の庶務は、健康福祉局健康安全部動物愛護センターにおいて処理する。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月24日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

動物愛護センターの施設活用令和元年度実施内容について

平成 30 年度第 2、3 回協議会において、動物愛護センターの施設活用について、ご意見等いただき、現在実施している内容です。

1 「ふれあい広場」の利用方法変更

5 月 30 日まで (旧)	6 月 1 日以降～現在 (新)
<ul style="list-style-type: none"> ・広場のみの予約は不可 ※飼育体験実習室など部屋とセットで予約 ・利用時間 開庁日 13 時～17 時のみ ※ 9～12 時は、収容犬の散歩に使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・広場のみの予約も可能 ・利用時間 平日 9 時～12 時 : 一般開放 平日 13 時～17 時、土曜日 : 予約受付 ※予約が無い場合は、一般開放

2 飼育体験実習室等の譲渡会開催への優先的貸出

- 7 月 : 登録団体向けにチラシ等で周知
団体受付後、市民に対して実施の周知
- 8 月 : 第一回譲渡会開催 (予定)

3 飼育体験実習室等の啓発事業への優先貸し出し

- 8 月 : 貸し出し条件、方法等の検討
- 9 月 : チラシ、ホームページ等で市民向けに周知
- 10 月 : 優先予約開始 (予定)

動物愛護センターの活用について

本市動物愛護センターに收容される犬や猫の頭数や利用者数は毎年減少しており、今後、犬猫の飼育舎を含めた施設の新たな活用が動物愛護センターの課題となっていくことが予想されるため、今後の検討案についてお諮りいたします。

1 利用者数の減少について

開所から7年が経過したことや、地理的な条件から施設利用者は減少しています。特にふれあい広場は、市民利用施設として貸し出しているものの、利用者は主に同時に予約した屋内施設を利用しており、利用実態が少ないのが現状です。

[参考]

動物愛護センターの入場者数(人)

	26年度	27年度	28年度	29年度
総入場者数	9,083	8,581	7,901	6,664

2 收容動物の減少について

動物愛護センターに收容される犬や猫は、不妊去勢手術や適正飼育の推進により毎年減少しています。また、譲渡が促進されたことから、市民に譲渡対象の犬を見せるために作られた「犬ふれあい室」(45室)で管理している犬がいない場合もあります。

[参考]

(1) 本市の犬の收容状況の推移

	23年度	25年度	27年度	29年度
收容	395	407	324	294
返還	206	204	172	138
譲渡	122(96)	101(48)	110(93)	101(92)
殺処分等	48	110	40	29
返還率	64.7%	63.4%	72.6%	73.8%

()内は団体譲渡頭数

(2) 平成30年11月16日現在の收容数

犬 18頭 猫 45頭

動物愛護センターの動物收容能力 犬 70頭 猫 130頭

3 今後の検討案について

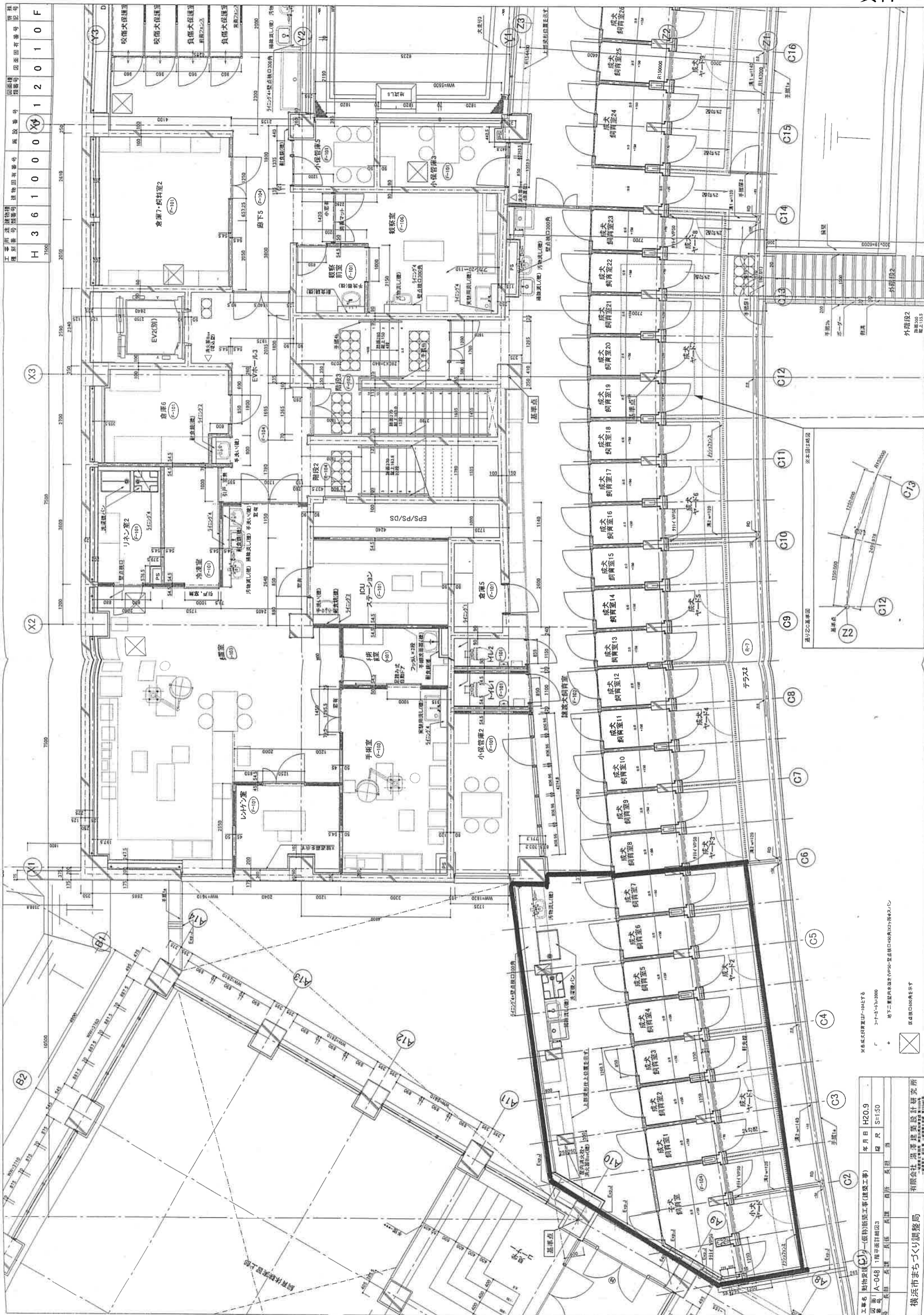
【飼育舎の活用例】

- 見せる譲渡部屋（見合い、面談、譲渡後の飼育相談等）
- 譲渡対象猫の展示スペース
- 啓発犬の育成
- 収容犬を補助犬に育成（障害者に貸与する）
- 災害体験室

【ふれあい広場の活用例】

- ドッグラン
- 一般開放日の設定





工事用 建築図 建物固有番号 施設番号 図面番号 図面番号
 H 3 6 1 0 0 0 X 1 2 0 1 0 F

※6号風圧計算は10m以下
 コーナーは10:1000
 * 地下二層以内は成犬飼育室・成犬待合室・成犬待合室・成犬待合室

工事名	動物実験棟(仮称)新築工事(建築工事)	年月日	H20.9
図面番号	A-048 1階平面詳細図3	縮尺	S=1:50
作成者	高橋 真直	承認者	高橋 真直
設計者	高橋 真直	事務所	有限会社 高橋建設設計研究所
製図者	高橋 真直	事務所	有限会社 高橋建設設計研究所
校核者	高橋 真直	事務所	有限会社 高橋建設設計研究所
確認者	高橋 真直	事務所	有限会社 高橋建設設計研究所
最終確認者	高橋 真直	事務所	有限会社 高橋建設設計研究所
製図者	高橋 真直	事務所	有限会社 高橋建設設計研究所
製図者	高橋 真直	事務所	有限会社 高橋建設設計研究所
製図者	高橋 真直	事務所	有限会社 高橋建設設計研究所

横浜まちづくり調整局

動物愛護センター施設の活用について

12月3日第2回協議会でいただいたご提案、ご意見のまとめ

○ 何をもって有効活用と評価するのかをまず設定すること。(来所者の増加、施設の活用)

○ 施設活用の案

動物の飼養

- ・猫の譲渡希望の方、子供達がいつでも見られる猫の展示施設。
- ・保護団体の動物を譲渡ができるまで飼養する。譲渡は団体が手伝う。
- ・運動やトレーニングをしている犬を見ることができる施設。
- ・輸血犬の飼養。
- ・啓発犬の育成。→学校等への訪問。

教育等

- ・子供向けの参加できるイベントの開催。
- ・親子、学校、幼稚園、保育園単位の参加ができる施設にする。
- ・団体のイベント、セミナー、説明会、勉強会を動愛センターの施設を利用し行う。
- ・1泊の動物連れの避難訓練の実施。

室内で行う訓練

- ・横浜市内の動物取扱業者（訓練業）が使用できる施設にする。
- ・アジリティを行う施設。

ドッグラン

- ・常時開放することで、来所者を増やす。

イベント

- ・団体などで開催する動物の展覧会、品評会をふれあい広場で行う。

治療施設

- ・地域猫活動者の保護猫の治療を行う。

1 現在の課題

- ・収容動物の譲渡が、愛護団体や横浜市獣医師会との連携により進み、「犬ふれあい室」（展示スペース）の動物が少ない。
- ・市民利用施設の子約率はほぼ 100%ではあるが、年間の利用者数が年々減少している。
- ・ふれあい広場の利用頻度が低い。

2 施設の有効活用の目的、方向性

- ・市民利用施設として、さらに利用しやすい環境の整備
- ・動物愛護推進のため、啓発・譲渡促進等に利用しやすい環境づくり

3 平成 31 年度実施案

(1) 「飼育体験実習室」の譲渡会開催への優先的貸出

- ・毎月第 1、第 3 土曜日を優先貸し出しとする。
- ・譲渡は、各団体の責任において行う。
- ・利用可能団体は、動物愛護センター収容動物の譲渡団体として登録している団体のみとする。

(2) 「飼育体験実習室」の啓発事業への優先貸し出し

広く対象者を募る啓発イベントを行う場合には、優先的に予約できるようにする。

(3) 「ふれあい広場」の利用方法変更

- ・ふれあい広場単独で予約できるようにする。
- ・予約が入っていない場合は、来所者の当日利用を可能とする。
- ・ふれあい広場を予約なしに利用できる時間を設ける。

4 検討案

案 1 「犬ふれあい室」の犬舎部分を、譲渡団体の展示用に貸し出す

譲渡団体から要望を聞き取り、どのような形であれば団体にとって利用しやすいか、譲渡につながるかを検討していく。

例)

- ・施設の貸し出しであり、動物の世話や譲渡は各団体が責任をもって行う。
- ・あらかじめ展示情報を入手し、動愛センターへの問い合わせに対し、展示スケジュールを伝えることで、譲渡の促進の手助けを行う。
- ・使用できるのは、センターの譲渡団体として登録している団体のうち希望した団体のみとする。

案 2 「ふれあい広場」の一部をイベント毎で貸出し、アジリティなどノーリードでも使えるようにする。

- ・逸走防止のための柵等の設置を行い、イベント毎に貸出
- ・トラブル防止のため、単一グループやイベント主催者の責任においての利用とする。
- ・事故時の対応（咬傷事故、負傷等）
- ・予約管理（曜日、時間等）

案 3 収容犬を補助犬や啓発犬等に育成

- ・「犬ふれあい室」を改修し、収容犬を補助犬や啓発犬等に育成する。
- ・訓練風景を開放するとともに、補助犬等に対する理解を深める活動を行う。
- ・育成に関しては、技術を持った団体と協働する必要がある。

案 4 飼い主の会を対象とした、ペット同行避難体験宿泊イベントの開催

- ・地域の飼い主の会を対象に、備蓄品を持参してもらい動物愛護センターに宿泊
- ・講義等の説明に加え、実際に環境を再現し日頃の備えや、同行避難時のペットの様子を確認していただき、平常時からの備えを見直す機会とする。
- ・夜間の管理体制における課題あり